

九一	改正後欄 一九～白色又は車室外機乗降支援灯の機能用の特定灯火火災に関する個別規定に従う。	改正前欄 白色
"	改正後欄 二〇～機能を有する灯アンサーバック機能を有する灯アンサーバック機機能用の特定灯火火災に関する個別規定に従う。	改正前欄 機能を有する灯アンサーバック機機能を有する灯アンサーバック機機能用の特定灯火火災に関する個別規定に従う。
九二	改正後欄 一九～から二)	改正前欄 一八
"	改正後欄 一九～から三)	改正前欄 五
九三	改正後欄 一九～垂直傾斜の限度 改正前欄 七	改正前欄 九四～改正後欄の次に示す範囲に従う。 この図において、網掛け部は初期傾斜の範囲を、白枠部は垂直傾斜の限度の範囲を示す。 一〇三六～改正後欄九行田から一〇行田あやは次 に示す範囲に従う。 四・二七・四 取付位置 匡ぐ一～改正後欄九行田から一〇行田あやは次 に示す範囲に従う。
"	改正後欄 一九～低速走行時側方照射灯は、車両中心面の両側 に一箇ずつ取り付けられていること。 改正前欄 一九～	改正後欄 三・一・一・並 改正前欄 三・一・一・並
八五	改正後欄 一九～及びその二輪自動車 改正前欄 八三	改正後欄 一九～及びその二輪自動車 改正前欄 八三
"	改正後欄 一九～及びその二輪自動車 改正前欄 八三	改正後欄 一九～及びその二輪自動車 改正前欄 八三
八六	改正後欄 一九～及びその二輪自動車 改正前欄 八七	改正後欄 一九～及びその二輪自動車 改正前欄 八七
八七〇	改正後欄 一九～及びその二輪自動車 改正前欄 八八	改正後欄 一九～及びその二輪自動車 改正前欄 八八
九一	改正後欄 一九～及びその二輪自動車 改正前欄 九一	改正後欄 一九～及びその二輪自動車 改正前欄 九一
九二	改正後欄 一九～改正後欄の三 改正前欄 三・一・五	改正後欄 一九～改正後欄の三 改正前欄 三・一・五
"	改正後欄 一九～改正後欄第一條 改正前欄 一〇	改正後欄 一九～改正後欄第一條 改正前欄 一〇
九三	改正後欄 一九～改正後欄第一條 改正前欄 三	改正後欄 一九～改正後欄第一條 改正前欄 三
"	改正後欄 一九～改正後欄第一條 改正前欄 四	改正後欄 一九～改正後欄第一條 改正前欄 四
九四	改正後欄 一九～改正後欄第一條 改正前欄 六	改正後欄 一九～改正後欄第一條 改正前欄 六
"	改正後欄 一九～改正後欄第一條 改正前欄 三	改正後欄 一九～改正後欄第一條 改正前欄 三